

矢上川地下調節池施工技術検討会 規約

(目的及び設置)

第1条 神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター（以下「治水センター」という。）は、近年、シールドトンネル工事の影響による地盤沈下等の事象が発生していることを踏まえて、工事に伴う周辺環境への影響や、施工時に想定される課題及び対策等について事前に検討することが不可欠であることから、シールド工法による地下トンネルの施工に関する技術的な検討を行うことを目的として、学識経験者や専門的な研究者等（以下「学識経験者等」という。）で構成する「矢上川地下調節池施工技術検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討会の業務)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項を審議及び検討する。

- 一 検討課題と対策に関する事項
- 二 施工状況に対する評価及び施工上の提案に関する事項
- 三 その他必要な事項

(検討会の組織)

第3条 検討会はトンネル技術に精通した公正中立な立場にある学識経験者等をもって構成する。

- 2 委員長及び委員（以下「委員等」という。）は、別紙のとおりとする。なお、委員等を追加または変更する場合には、検討会の承認を得るものとする。
- 3 委員長は、必要に応じ、会議へのオブザーバの出席を求めることができる。
- 4 委員等の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
- 5 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(検討会の開催)

第4条 検討会は、委員長の了承のもと、治水センターが開催する。

(検討会の公開)

第5条 検討会の設立趣旨書、規約、委員名簿及び議事要旨については公開とする。

- 2 会議及び議事については原則非公開とする。
- 3 これにより難しい場合は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

(守秘義務)

第6条 委員等は、検討会で知り得た内容について、検討会の許可無く第三者に漏らしてはならない。また、委員等の職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 検討会の事務は、治水センター及び神奈川県県土整備局河川下水道部河港課の職員、治水センターが委託した業者が処理する。

(雑則)

第8条 この規約に定めのない事項については、委員長が検討会に諮って定める。この規約を変更する場合においても同様とする。

附則

この規約は、令和4年3月8日から施行する。

この規約は、令和4年8月31日から施行する。

矢上川地下調節池施工技術検討会 委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属機関及び役職	備考
委員長	小山 幸則	立命館大学 総合科学技術研究機構 上席研究員	
委員	砂金 伸治	東京都立大学 都市環境学部 教授	
	岩波 基	早稲田大学 理工学術院 教授	
	菊本 統	横浜国立大学 大学院都市イノベーション研究院 教授	
	真下 英人	(一社)日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所 所長	